

磐梯町発注工事における工事費内訳書の記載 及び労務費ダンピング調査の導入について

本町では、公共工事における適正な労務費の確保及びダンピング受注の防止を図るため、新たな取組を導入します。

1 導入の背景・目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入契法」という。)が改正され、入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳」を記載することが義務付けられたため(入契法第12条)。

2 導入内容

(1) 工事費内訳書への必要項目の記載

入札参加者は、工事費内訳書に以下の項目を記載の上、提出してください。

【記載5項目】

労務費・材料費・法定福利費・安全衛生費・建設業退職金共済契約に係る掛金

【補足事項】

- ・一部のみ記載が可能な場合は、その旨を明記の上、計上可能な費用について記載してください。
- ・提出範囲は、町が入札を行う全ての工事とします。(委託等の場合は不要です。)
- ・工事費内訳書の添付は入札1回目に関し提出を要するものとし、再入札においては提出を求めません。
- ・入契法第12条の趣旨を踏まえ、工事費内訳書において記載項目が「未記入」又は「項目無し」の場合は、原則として当該入札は「無効」となります。

(2) 労務費ダンピング調査の実施

落札候補者の応札額のうち直接工事費について、労務費や材料費等が適切に確保されているかを確認するため、一定の基準額(一定水準)以上であるかを審査します。

※ 上記一定水準を下回る場合は、理由の確認を行います。

※ 福島県が実施する労務費ダンピング調査の基準を準用します。

3 適用開始時期

令和8年10月1日以降の入札通知分から